差分計量方式をお申込みいただく際の留意事項について

FIT発電設備と非FIT発電設備(10kW未満余剰配線)が併設されている場合、「差分計量方式」の適用により電力量を区分することで逆潮流が可能となります。

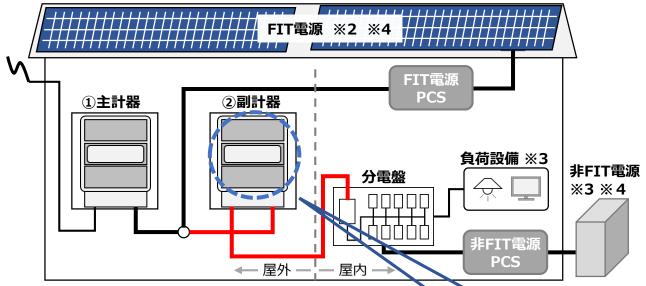
差分計量方式のご利用にあたっては、以下に記載しております、各計量装置と機器の位置関係や留意点を十分ご理解いただいた上でご準備をお願い致します。

- ◆FIT電源・・・固定価格買取制度で買い取られる再生可能エネルギーに該当する電源
- ◆非FIT電源・・・上記に該当しない発電設備電源(FIT期間を満了する電源含む)

1.機器の配線例

差分計量方式では、下図の通り、①主計器、②副計器の2つの計量器が必要となります。 また、①主計器と②副計器の間にFIT電源を、②副計器の負荷側に非FIT電源および負荷 設備を接続いただくことで、FIT電源と非FIT電源を正しく計量することが可能※1となります。

- ※1 正しい配線・接続ではない場合、立会による確認が必要になる可能性がございます。
- ※2 FIT電源は①主計器と②副計器の間に設置する必要があります。
- ※3 非FIT電源および負荷設備は②副計器の負荷側以降に設置する必要があります。
- ※4 FIT電源及び非FIT電源の計器配線以降の配線誤りが発生した場合、施工者である電気工事業者さまにて 改修等を実施いただく必要がございます。



2.お申込み時の留意点

◆計量器設置前の配線及び工事について

- ① <u>主計器・副計器の2台分の施設スペースを確保</u> いただきますようお願い致します。
- ② 計器設置箇所のお客さま配線は、十分な余長を確保し、 配線を切断せずに施設いただくようお願い致します。
- ③ 施工した配線に**FIT電源と非FIT電源の行先が** わかるよう明示していただくようご協力をお願い致します。
- ④ 計器取付工事には安全上の理由から、**停電にて工事** をさせていただくことをご認識願います。

《副計器箇所の配線準備例》 弊社にて切断・加工 が断・加工 計器工事前 計器工事後

◆ご申請内容について

既設太陽光に加えてエネファーム等の発電設備が備わる場合は、<mark>既設太陽光発電、設備の発電容量、屋内配線の太さ長さの情報</mark>が必要となります。これらを把握できていないと**AVRの整定値が正しく算出できないため、再確認が必要となります。**事前に、現地の既設配線や発電設備の情報を把握いただき、正しい内容でのご申請をお願い致します。